

議案第27号

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の
一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2026年2月6日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、常勤職員の給与との権衡を考慮して、会計年度任用職員の報酬を増額するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

常勤職員の給与との権衡を考慮して、会計年度任用職員の報酬を増額するため、改正するものです。

2 改正内容

会計年度業務職員及び会計年度補助職員（一般事務、一般労務、保育補助員及び生活指導補助員を除く。）の勤務1時間当たりの報酬の額をそれぞれ70円増額します。（別表関係）

3 施行期日

公表の日から施行し、2025年4月1日から適用します。

4 補足説明

会計年度補助職員のうち、一般事務、一般労務、保育補助員及び生活指導補助員の勤務1時間当たりの報酬の額については、2025年10月1日付けで増額の改定を行っているため、今回は改定を行いません。

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する規程

町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年3月町田市教育委員会規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種別	職種	勤務1時間当たりの報酬の額	種別	職種	勤務1時間当たりの報酬の額
会計年度業務職員（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年2月町田市規則第4号）第2条第1号に掲げる会計年度業務職員をいう。）	一般事務	1,730円	会計年度業務職員（町田市会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和2年2月町田市規則第4号）第2条第1号に掲げる会計年度業務職員をいう。）	一般事務	1,660円
	図書館専門員	1,830円		図書館専門員	1,760円
	一般労務	1,730円		一般労務	1,660円
	特任給食調理員	1,830円		特任給食調理員	1,760円
	学校養護員	1,730円		学校養護員	1,660円
	栄養士	1,730円		栄養士	1,660円
	造園技術	1,730円		造園技術	1,660円
	土木技術	1,730円		土木技術	1,660円
	建築技術	1,730円		建築技術	1,660円
	保育士	1,730円		保育士	1,660円
	学芸員	1,930円		学芸員	1,860円
	精神保健福祉士	1,930円		精神保健福祉士	1,860円
	看護師	1,980円		看護師	1,910円
	歯科衛生士	1,980円		歯科衛生士	1,910円
	臨床心理士	2,080円		臨床心理士	2,010円
	薬剤師	2,080円		薬剤師	2,010円
	助産師	2,080円		助産師	2,010円
	保健師	2,080円		保健師	2,010円
	管理栄養士	2,080円		管理栄養士	2,010円
	Machida Englis	2,580円		Machida Englis	2,510円

	h P r o m o t i o n S t a f f			h P r o m o t i o n S t a f f	
	ICT授業支援員	<u>2, 580円</u>		ICT授業支援員	<u>2, 510円</u>
	特別支援教育支援員	<u>1, 380円</u>		特別支援教育支援員	<u>1, 310円</u>
	相談員	<u>1, 730円</u>		相談員	<u>1, 660円</u>
	指導員	<u>1, 730円</u>		指導員	<u>1, 660円</u>
	部活動指導員	<u>1, 780円</u>		部活動指導員	<u>1, 710円</u>
	教育相談員	<u>2, 080円</u>		教育相談員	<u>2, 010円</u>
	特別支援教育アドバイザー	<u>2, 400円</u>		特別支援教育アドバイザー	<u>2, 330円</u>
	就学相談アドバイザー	<u>2, 400円</u>		就学相談アドバイザー	<u>2, 330円</u>
	スクールソーシャルワーカー	<u>2, 180円</u>		スクールソーシャルワーカー	<u>2, 110円</u>
	専任教育相談員	<u>2, 230円</u>		専任教育相談員	<u>2, 160円</u>
	スクールカウンセラー	<u>2, 230円</u>		スクールカウンセラー	<u>2, 160円</u>
	教育専門職員	<u>2, 380円</u>		教育専門職員	<u>2, 310円</u>
会計年度 補助職員 (町田市 会計年度 任用職員 の任用等 に関する 規則第2 条第2号 に掲げる 会計年度 補助職員 をいう。)	略	略		略	略
	自動車運転補助員	<u>1, 330円</u>		自動車運転補助員	<u>1, 260円</u>
	略	略		略	略
	保育士(補助)	<u>1, 310円</u>		保育士(補助)	<u>1, 240円</u>
	栄養士(補助)	<u>1, 330円</u>		栄養士(補助)	<u>1, 260円</u>
	管理栄養士(補助)	<u>1, 630円</u>		管理栄養士(補助)	<u>1, 560円</u>
	学芸員(補助)	<u>1, 730円</u>		学芸員(補助)	<u>1, 660円</u>
	看護師(補助)	<u>1, 830円</u>		看護師(補助)	<u>1, 760円</u>
	歯科衛生士(補助)	<u>1, 830円</u>		歯科衛生士(補助)	<u>1, 760円</u>

臨床心理士（補助）	<u>1, 930円</u>	臨床心理士（補助）	<u>1, 860円</u>
助産師（補助）	<u>1, 930円</u>	助産師（補助）	<u>1, 860円</u>
保健師（補助）	<u>1, 930円</u>	保健師（補助）	<u>1, 860円</u>
略	略	略	略
柔道指導補助員	<u>1, 330円</u>	柔道指導補助員	<u>1, 260円</u>

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、公表の日から施行し、改正後の町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（以下「新規程」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(報酬の内払)
- 2 新規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の町田市教育委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の規定に基づいて職員に支払われた報酬は、新規程の規定による報酬の内払とみなす。